

第7章 地域における安心な生活の確保

- 第1節 地域ケア体制の強化
- 第2節 在宅福祉サービスの充実
- 第3節 家族介護に対する支援
- 第4節 居住環境の整備
- 第5節 地域環境の整備
- 第6節 災害時における支援体制の構築
- 第7節 相談窓口の充実

第7章 地域における安心な生活の確保

第1節 地域ケア体制の強化

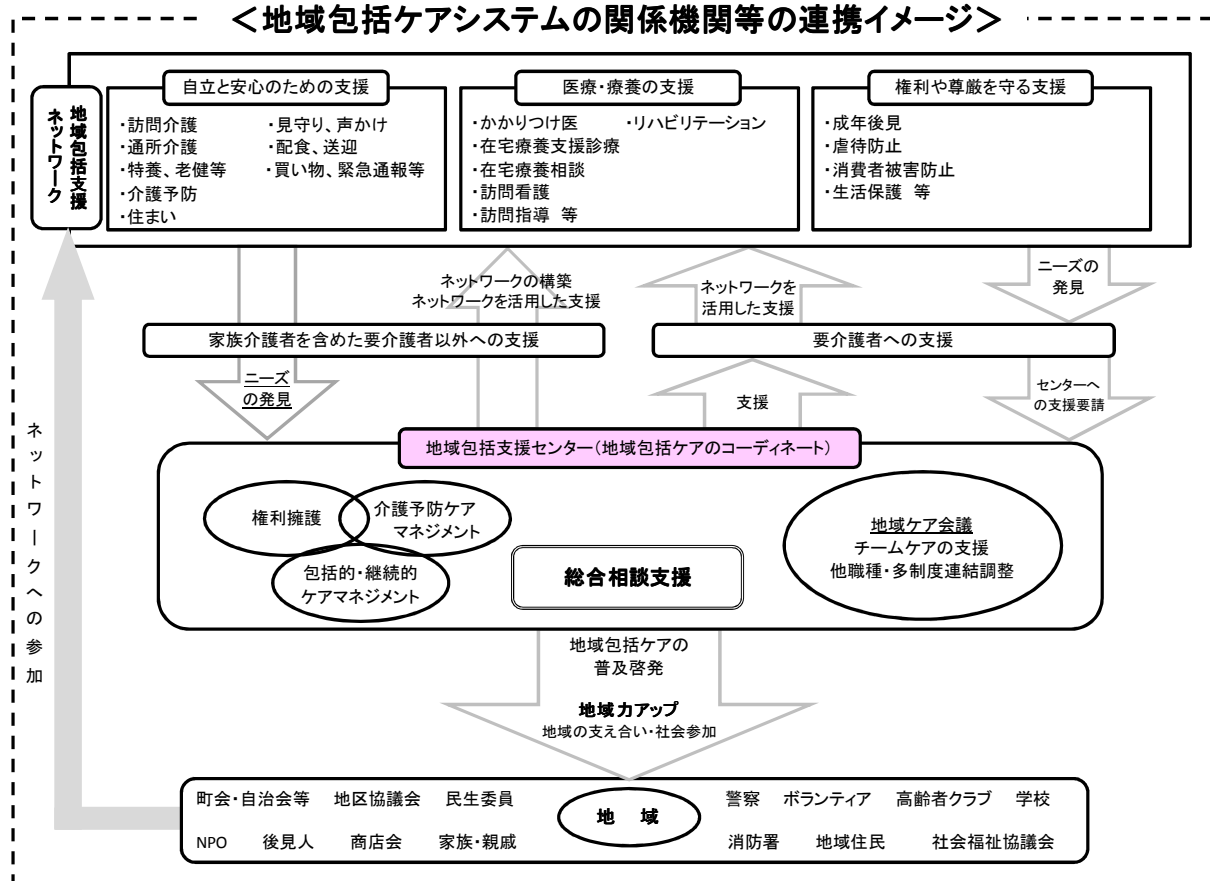
高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、安心・安全な地域の体制が重要となります。特に、一人暮らし高齢者や認知症高齢者は、緊急時の対応や周りの人からの支援が不可欠です。

そのためには、訪問や配食などの事業を通しての安否確認の他、地域住民が日頃から高齢者とのふれあいや関わりを持ち、近所同士で気にかけて合うことで、地域の見守りネットワークを強化する事が重要です。

(1) 地域ケア体制の強化

近隣住民同士の関わりに加え、行政やボランティア、民間企業、民生委員など、多様な角度から連携を図ることで、より地域としての力を強めるよう取組みます。

<地域包括ケアシステムの関係機関等の連携イメージ>



地域の中核機関である地域包括支援センターに職員を配置し、訪問・相談支援体制の強化に努めています。また、一人暮らし高齢者などへの見守り事業を行うとともに、地域住民や民生委員、自治会などの活動を通じて、高齢者を地域で支えるために取組みを支援しています。その他、認知症サポーターやボランティアを育成し、家庭や地域において専門的な知識を有する者を増やす活動を続けています。

今後の施策展開

地域包括支援センター、すこやか環境グループ、福祉グループ、保険年金グループで定期的に情報交換会を開催し、訪問活動、問い合わせなどにより得られた情報を交換して普段の業務に生かすとともに住民への指導、適切なサービスに繋げていきます。第5期計画では、団塊の世代が65歳に到達し、本町においても急速に高齢化が進んでいくことから、今後、一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加が見込まれ、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを一体的に切れ目なく提供する体制の構築が重要です。今後は、高齢者やその家族と地域住民、関係機関がより密接に連携できるよう、地域包括支援センターを中心としたネットワークの構築を行うほか、あらゆる機会を通じて情報の提供に努めます。

(2) 医療と介護の連携

入院による急性期の治療・リハビリテーションから、退院後の在宅療養に円滑に移行し、途切れることなく一貫して適切な医療・介護サービスが提供されること、さらには在宅での認知症やターミナルケアへの対応が課題となっています。

地域の高齢者すべての心身の健康維持や地域の保健・医療・福祉の向上・増進のために必要な支援を包括的に行い、地域包括ケアの総合的な推進を図るため、地域包括支援センターの体制や機能を強化するとともに、適正かつ円滑な運営をめざします。

第2節 在宅福祉サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域でできるだけ長く安心して生活するためには、高齢者一人ひとりの生活状況に応じた支援が必要です。在宅で生活している方に対して、介護保険との整合性を図りながら、高齢者の自立を推進し、福祉サービスの内容と質の充実に努めています。

(1) 高齢者生活支援型ホームヘルプサービス事業

要介護認定非該当者で援助が必要と思われる方への生活援助を行っています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用者数（人）	16	14	12
派遣延回数（回）	884	776	700

今後の施策展開

庁内関係部署、地域包括支援センター等との連携を図り、必要な方に対して迅速な対応を行っています。

今後も事業を継続するとともに、サービス利用の必要性も踏まえて個々に合ったサービス内容について適宜見直しをするため、対象者の判定基準や有期認定（更新）制度の導入を実施します。

(2) 訪問理美容サービス

家庭で寝たきりの状態にあり、理美容院などに出向くことが困難な高齢者に対して理美容師が家庭を訪問し、理美容サービスを行っています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
実利用者数（人）	5	7	6
実施件数（件）	12	17	20

今後の施策展開

町広報紙への掲載、協力事業者（理美容店）でのポスター掲載などによりサービスの周知を図っていますが、利用者は横ばいの傾向となっていることから、事業の周知・啓発の内容を充実させていきます。

(3) 寝具乾燥消毒サービス事業

日頃利用している寝具類の衛生的な管理ができにくい高齢者の家庭に寝具の乾燥消毒装置を設置した車両で訪問し、寝具類の乾燥消毒を実施しています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
実利用者数 (人)	4	6	5
延利用回数 (回)	26	32	30

今後の施策展開

町広報紙等への掲載により、周知を図っていますが、利用者は少ない状況にあることから、周知・啓発の内容を充実させていきます。

(4) 高齢者日常生活用具給付事業

一人暮らし高齢者などに、日常生活を安心して送るために必要な用具を給付しています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
電磁調理器 (件)	0	1	1
火災警報器 (件)	0	1	1
自動消火器 (件)	1	4	0

今後の施策展開

一人暮らし高齢者等の安心安全な生活に寄与する制度であり、一層の周知を図ります。

(5) 緊急通報システム（安心ボタン設置）事業

一人暮らし高齢者などが急病や事故などの万一のときに、近隣の方の協力により速やかに援助が受けられるよう、「あんしんボタン（ペンダントなど）」を貸与し、高齢者の日常生活の安全の確保と不安解消を図っています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
新規貸与件数（件）	8	10	5
貸与全数（件）	84	80	82

今後の施策展開

近隣の協力を得て事業を実施することで、地域社会に見守りと連携の輪を確立し、高齢者の在宅福祉の増進に寄与していることから、引き続き事業を実施し、システムの充実と利用者の拡充を図ります。

(6) 生活管理短期宿泊事業

一人暮らしの高齢者等が、体調不良に陥ったなどの緊急時に、一時的に宿泊し、体調を整えながら生活習慣等の改善を図っています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用実人数（人）	0	0	1
利用延日数（日）	0	0	7

今後の施策展開

利用実績は少ない状況が続いていますが、今後も引き続き、支援を要する高齢者に対してサービスの提供を行います。

(7) ごみの個別収集

一人暮らしで、近隣にごみの排出に協力を得られない人がいない高齢者に対し、町が直接自宅まで出向き、収集を行っています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用者数 (人)	14	15	17

今後の施策展開

高齢者が在宅で生活しやすい環境づくりのため、今後も引き続き事業を継続します。

(8) 暮らしサポート事業 (社会福祉協議会)

地域でお互いに助け合い安心して暮らし続けていけるよう、心身ともに健康で援助活動に熱意を持った方がサービス提供会員として登録し、人手がなく悩んでいる高齢者や障がいをお持ちの方々に、家事援助や見守り等のサービスを提供しています。

提供会員	17 名	年間利用回数	175 回
利用会員	13 名	利用時間数	261 時間

今後の施策展開

在宅生活を支えるサービスとして定着しつつあり、今後も事業の拡充に努めます。

(9) 養護老人ホーム

低所得で身寄りがなく虚弱であるなど、在宅での生活が困難な高齢者を対象に、「入所判定委員会」で意見を聞き、養護老人ホームへの適切な入所措置を行います。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
入所者数 (人)	7	8	8

第3節 家族介護に対する支援

要支援・要介護状態となった高齢者が、住み慣れた在宅でできるだけ生活するためには、家族等による介護が不可欠であることから、高齢者を介護する家族を支援し、家族の心身及び経済的負担を軽減するための事業を推進していきます。

(1) 在宅高齢者介護手当支給事業

家庭で寝たきりや認知症の高齢者を介護している方の精神的、経済的負担を軽減するために介護手当を支給しています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
支給件数（件）	33	33	31

今後の施策展開

在宅寝たきりや認知症の高齢者を介護している方の、精神的、経済的負担を軽減するために、一定基準内の介護サービス利用者も対象に手当を支給します。
なお、高齢者の介護手当制度のあり方について、他の制度との関連も含めて検討していきます。

(2) 家族介護用品支給事業

地域支援事業の一環として、要介護 4 又は 5 で、町民税非課税世帯に属する高齢者を介護する家族に対して、介護用品（紙おむつ・尿取りパッド等）を支給しています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
支給件数（件）	10	12	12

今後の施策展開

家族の経済的負担を軽減し、在宅生活の継続を図るためにも必要であり、今後も引き続き、事業を実施するとともに、町広報誌にて制度の周知を図ります。

(3) 家族介護慰労金の給付

地域支援事業の一環として、要介護4又は5で、町民税非課税世帯に属する高齢者で、過去1年間介護保険サービスを受けなかった者を介護する家族に対して、年間10万円支給しています。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
支給件数(件)	0	0	0

今後の施策展開

要介護4又は5の認定者で介護保険のサービスを受けなかった方はいないため、実績がない状況が続いており、制度の存続や内容について検討します。

(4) 地域ふれあい介護相談(介護サポート教室)

家族を介護している方や介護について学びたい方に対し、地域の介護サービスや介護の方法などの知識習得のための教室を実施。また、介護している方の情報交換や交流の場を提供しています。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
実施回数(回)	2	1	8
延参加者数(人)	1	2	-

今後の施策展開

介護サポート教室も回数を重ねたことにより参加者の減少がみられたため、平成23年度からは、地域の介護施設へ委託し、施設の見学や講演会、介護者の交流、介護相談を実施しています。平成23年度は月に1回開催とし、日時については毎月の広報誌に掲載しています。相談については通年いつでも受け入れ可としています。今後も継続していきます。

第4節 居住環境の整備

高齢者が豊かで自立した生活を営むためには、身体機能などの低下に配慮した形で、日常生活の基盤となる住宅を整備していく必要があります。高齢者の生活様式に対応した住宅に改造するための費用助成や高齢者の自立に配慮した居住環境の整備を推進します。

(1) 住宅改造助成事業

高齢者などが、住み慣れた住宅で安心して健やかな生活を送ることができるように、既存の住宅を高齢者や障害者に対応した住宅に改造するために要する費用の一部を助成しています。

(単位：件)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
助成件数	27	24	28
(内、特別型)	14	14	18
改造箇所内訳			
浴室・洗面所	23	20	23
便所	26	23	26
玄関	22	21	25
居室	8	9	10
台所	18	15	15
廊下・階段	21	19	20

今後の施策展開

広報による情報提供だけでなく、居宅介護支援事業所や施工事業者においても制度の理解が浸透してきています。件数については、一般型は減少傾向にあり、特別型が増加傾向にあります。特別型は、介護保険サービスの住宅改修に合わせて改修を行う場合に利用されることがほとんどで、居宅介護支援事業所等においても制度が理解されているためと考えられます。今後も引き続き各関係機関と連携を図りつつ、継続して事業を実施していきます。

(2) 高齢者の住まいの確保

高齢者が安心して暮らし続けることができる生活環境を確保するため、高齢者向け住宅の整備を行っています。今後も施設の入居状況を検証しながら、居住環境の整備を推進していきます。

また、兵庫県が策定した「高齢者居住安定化確保計画」に基づき環境整備を行うとともに、県・市町・事業者で組織する「兵庫県居住支援協議会」に入会し、高齢者や障害者など住宅確保要配慮者が安心・安全で良質な住宅を確保するための情報提供に努めます。

	平成 23 年度
適合高齢者専用賃貸住宅入居数	16 (20 戸中)

第5節 地域環境の整備

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活し、積極的に社会参加できるよう、安全で快適なバリアフリー及びユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを推進します。

(1) 公共施設や環境の整備

本町と県では、地権者の協力が得られた箇所については、歩行者・自転車などが安全で快適な通行が出来るよう道路のバリアフリー化を進めています。

放置自転車対策としては、JR 土山駅周辺、山陽電鉄播磨町駅周辺に放置禁止区域を設置し、安全な通行の確保に努めています。

また、平成 23 年度には重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進する体制づくりを進めるため、バリアフリー基本構想を策定しました。

今後も、公共施設のバリアフリー化や安全な道路環境の確保など、高齢者にとって暮らしやすい環境づくりに努めていきます。

(2) ユニバーサルデザインの理念の普及

高齢者や障がい者のために特別に整備するのではなく、すべての人が社会に参加できるよう誰もが使いやすい施設、モノ、サービスなどを作り出そうというバリアフリーから一歩進んだ「ユニバーサルデザイン」の考え方の普及に努め、すべての人にやさしいまちづくりを推進します。

今後の施策展開

高齢者及び障がい者に配慮した公共施設のバリアフリー化に取り組んでいくとともに、ユニバーサルデザインの考え方の普及・啓発に努めます。また、高齢者が利用する民間施設の新たな施設整備にあたって、福祉のまちづくりに関する法令・条例への適合を図るように事業者への助言に努めます。

第6節 災害時における支援体制の構築

地震や風水害などの自然災害時に、一人暮らし高齢者及び認知症高齢者に対する防災対策は、安心して暮らすために不可欠な課題です。

このことから、災害時に迅速かつ的確な対応を図るための体制の整備を推進します。

(1) 災害時における支援体制の構築

地域防災計画に基づき、緊急時の情報伝達や避難誘導、避難場所の確保、救助体制の充実を図っています。

平成23年度には、要援護者実態把握調査を行い要援護者台帳を作成し、危機管理部門との情報共有を図りました。また、地域防災計画に基づき、災害時要援護者の支援について必要な事項を定めた「災害時要援護者支援計画」を策定予定です。

(2) 要援護者台帳の活用

災害時の避難支援に迅速に対応するため、災害時要援護者管理システムを導入し台帳を整備します。また、危機管理部門との情報共有を推進します。

今後は、地域避難支援計画や個別の避難支援マニュアルの整備に活用していきます。

第7節 相談窓口の充実

本町では、日常生活での心配ごとや介護についてなど、様々なことに対して、関係機関が連携するとともに、相談窓口の充実を図ります。

(1) 相談窓口の充実

本町では、日常生活での心配ごとや介護についてなど、様々なことに対して町担当部署及び地域包括支援センターを主な相談窓口としています。今後も、その他の各関係機関も含む相談窓口の内容及び質の充実に努めます。

心配ごと相談や弁護士による法律相談・女性法律相談、困りごと相談（人権相談）の相談日を設定し、広報誌等で周知していきます。

(2) 地域包括支援センターにおける総合相談支援

総合的な相談窓口として、介護保険、介護予防、高齢者の権利擁護などの保健・医療・福祉全般の相談を受け、関係機関との連絡調整を行い、適切なサービスに結び付けていきます。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
相談実件数（件）	158	166	136
相談延件数（件）	181	192	153

※平成 23 年度実績は 9 月末現在

今後の施策展開

医療機関、サービス事業者、民生委員等と連携しながら、地域生活に密着したきめ細やかな相談支援活動をより一層推進していきます。

